

平成 30 年度札幌コンベンションセンターLED 器具交換業務仕様書

本業務は、札幌コンベンションセンターに設置された照明について、LED 器具の交換を行うものである。

受託者は、本仕様書のほか、関係法令を遵守して業務を履行しなければならない。

1 対象施設

住 所： 札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1-1

施設名： 札幌コンベンションセンター

2 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

3 実施予定箇所

(1) 1 階エントランス高天井部分他一部共用部

(2) 1 階中ホール（蛍光灯間接照明部）

上記諸室について、LED 器具の交換作業を行う。対象器具、仕様及び数量は以下の通り

【交換器具一覧】

設置場所	器具型名	数量
風除室	ダウンライト（ユニバーサルタイプ） オフホワイトつや消し セラミックメタルハライドランプ 70W×1 3000K	10
風除室	ダウンライト（ユニバーサルタイプ） アルミ蒸着 セラミックメタルハライドランプ 70W×1 3000K	8
エントランスホール	ダウンライト（ユニバーサルタイプ） オフホワイトつや消し セラミックメタルハライドランプ 70W×1 3000K	79
エントランスホール	高天井用ダウンライト メタルハライドランプ 150W×1	22
レストラン前ロビー	MT150 x 1 ダウンライト	12
中ホール	間接照明器具 HF32WX1 (器具高さ 45)	288
中ホール	間接照明器具 HF32WX1	50

4 交換予定 LED 器具の仕様

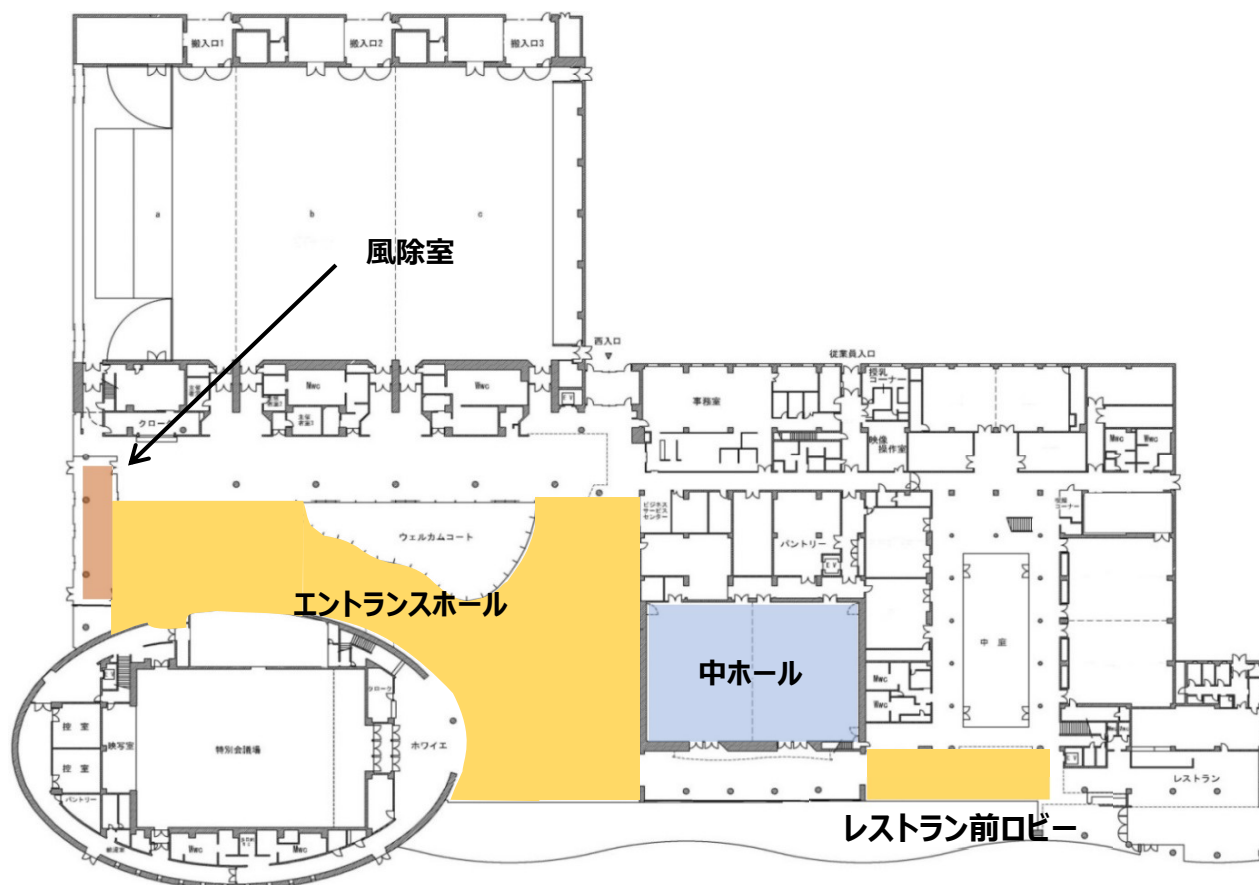
下表記載の器具は、現在設置されている器具における照度等の性能を考慮して設定した候補品であり、同等品でも可能である。

同等品で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の了承を得ること。

【交換器具一覧】

設置場所	器具型名	数量	消費電力 (W)
風除室	PANASONIC NNN66922W	各 10	271
	PANASONIC NNN86200LE9		
風除室	PANASONIC NNN66922W	各 8	217
	PANASONIC NNN86200LE9		
	PANASONIC NNN80006K		
エントランスホール	PANASONIC NNN66922W	各 79	2,141
	PANASONIC NNN86200LE9		
エントランスホール	PANASONIC XND7563WWLZ9	22	1,300
レストラン前ロビー	PANASONIC XND7563WWLZ9	12	709
1F エントランス他共用部小計			4,638
中ホール	PANASONIC NNF26914JLZ9	192	9,600
	PANASONIC NNF26904JLZ9	96	
中ホール	PANASONIC NNF41070LE9	各 50	1,650
	PANASONIC LDL40SN2938K		
1F 中ホール小計			11,250

施工範囲（1階）（下図の通り）



- 5 作業時間
 作業時間は原則夜間（20時00分～6時00分）とする。

6 業務に伴う廃棄物の処理等

- (1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担により行う。
- (2) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うこととする。また、処理にあたっては、下記のことを提出すること。
 - ・収集運搬の委託契約書の写し
 - ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - ・処分の委託契約書の写し
 - ・産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - ・マニフェストの写し（E票）
 - ・計量伝票の写し

7 提出書類

受託者は、下記に示す書類をその期日までに提出し、その承諾を得ること。尚、工程表作成の際には、施設の運営や他の業務及び修理などの関連を考慮し、支障を与えぬ様留意する事。また、完了報告書には、更新内容が分かる写真を添付すること。

- (1) 業務工程表 作業1週間前 2部
- (2) 業務完了届 完了と同時 1部
- (3) 完了報告書 業務完了時 2部
- (4) LED照明化記録図面 1部

※既存しゅん功図面写しに、本業務で実施した内容を追記したもの

- (5) その他関係図書 1部

※ 提出書類はすべてA4サイズとする。

8 危険防止等の措置

- (1) 業務の履行にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- (2) 業務の履行にあたっては、建物の床、壁、機器等に損傷を及ぼしたり、支障をきたしたりしないよう事前に必要な養生を行うこと。
- (3) 業務従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

9 業務従事者

- (1) 業務従事者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

10 服装及び名札の着用等

- (1) 業務従事者は業務に適した服装及び名札を着用させるとともに、身分証を交付し、常に携帯させなければならない。
- (2) 業務従事者は、本業務に係る範囲以外の場所に無断で立ち入らないこと。

11 高所作業

- (1) 高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合においては、安全衛生法令に則り、適切な安全対策、有資格者の配置を行うこと
- (2) 高所作業車（1台）は貸出しを可とするが、利用時のトラブル等の一切の責任は受託者が負うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、施設の運営に影響を及ぼさないよう、作業日程を決める際は、あらかじめ本市業務担当者、施設管理者と協議・調整すること。

- (2) 業務の遂行に必要な測定機器、機材、工具及び消耗品等は受託者の負担とし、業務従事者は、関係資格あるいは十分な経験を有した者が実施すること。
- (3) 盗難、火災の発生に注意、作業終了後には施錠及び火気処理を確認する事。
- (4) 軽微な補修(断熱材補修、塗装のはがれ補修等)があれば、実施すること。
- (5) 請負業者は業務遂行上、知り得た情報、その他を他人に漏らしてはならない。
- (6) この仕様書に明示されていない事項については、本市業務担当者と受託者双方で別途協議するものとする。

13 環境への配慮

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (7) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導を行うこと。